## 神戸港港湾審議会条例

昭和49年1月5日 条例第53号

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第35 条の2の規定に基づき、神戸港港湾審議会(以下「審議会」という。)の組織及 び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所堂事務)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を市長に答申する。
  - (1) 法第3条の3第1項の港湾計画に関すること。
  - (2) 法第43条の5第1項の港湾環境整備負担金に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、港湾の開発、利用、保全及び管理に係る重要事項に関すること。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。
- 2 前条の諮問に係る事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 市会議員
  - (3) 港湾関係者
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) 市職員
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員は,第1項各号に掲げる者のうちから,市長が委嘱し,又は任命する。
- 4 臨時委員は、第3条の諮問に係る事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

- 第5条 審議会に、委員の互選による会長を置く。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の出席 がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

- 第7条 審議会に、専門的事項について審議し、又は調査研究するため、審議会の定めるところにより専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
- 5 第5条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会に関して準用する。 (幹事会)

第8条 審議会に、その定めるところにより幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事若干人をもつて組織する。
- 3 幹事は、関係行政機関及び市の職員のうちから審議会の承認を得て、市長が 委嘱し、又は任命する。
- 4 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。 (庶務)
- 第9条 審議会の庶務は、港湾局において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会 長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月28日条例第68号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。附 則(平成14年3月29日条例第79号)抄(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日条例第36号)抄 (施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 神戸港港湾審議会運営要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、神戸港港湾審議会条例(昭和49年1月条例第53号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、神戸港港湾審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。(会議の通知)
- 第2条 会長は、会議の開会の目前7日までに、会議の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。 (会長の選任)
- 第3条 条例第5条第1項の規定については、委員から書面を徴し、その結果を もって会長の選任に代えることができる。

(代理出席)

- 第4条 条例第4条第1項第3号及び第4号に係る委員、同項同号に係る臨時委員、 並びに第7条第2項に係る委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出 席できない場合は、あらかじめ会長の承認を得た場合にあっては、代理人を出 席させることができる。
- 2 代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。 (出席委員の報告)
- 第5条 会長は、会議前に出席委員数を報告しなければならない。

(議事録)

- 第6条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 出席委員の氏名
  - (3) 議事の経過概要及びその結果
- 2 議事録には、会長及び会長の指名する出席委員2名がこれに署名押印するものとする。

(専門部会)

- 第7条 審議会に、次の専門部会(以下「部会」という。)を置く。
  - (1) 計画部会
  - (2) 環境整備負担金部会
- 2 部会は、それぞれ次の各号に定める事項を審議し、議決するものとする。
  - (1) 計画部会 条例第2条第1号に規定する審議会の所掌事務のうち、港湾法施行規則第1条の9の各号に定める事項以外のものに係る変更に関すること

及びこれに付随する条例第2条第3号の変更に関すること。また条例第2条第3号に規定する審議会の所掌事務のうち、神戸港の将来的な構想の検討に関すること(法第3条の3第1項の港湾計画に関することは除く)。

- (2) 環境整備負担金部会 条例第2条第2号に規定する審議会の所掌事務のうち,神戸市港湾環境整備負担金条例第9条に定める事項に関すること。
- 3 前項の議決は、審議会の議決とする。
- 4 部会長は、前項の議決があった時は、その内容を次の審議会の会議に報告しなければならない。
- 5 部会長は、審議に必要な事項について調査研究するため、必要に応じて、研究会(以下「研究会」という)を置くことができる。
- 6 研究会に属すべき委員及び臨時委員は、部会長が指名する。
- 7 会長は、必要に応じて、港湾に関し特に専門的な意見を求めるため、アドバイザーを選任することができる。

(幹事会)

第8条 審議会に幹事を置く。

- 2 幹事会は、別に掲げる行政機関及び市の職員によって組織する。
- 3 条例第5条及び第6条の規定は、幹事会に関して準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「幹事会」と、「委員」とあるのは「幹事」と、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

附則

この要綱は、昭和51年2月12日から施行する。 附 則

この要綱は、昭和56年6月25日から施行する。 附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成12年12月28日から施行する。 附 則

この要綱は、平成21年10月9日から施行する。 附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和2年9月17日から施行する。

## 神戸港港湾審議会傍聴要領

平成12年5月31日神戸港港湾審議会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸港港湾審議会条例第10条の規定に基づき、神戸港港湾 審議会(以下「審議会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。 (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、これを着用しなければならない。

(傍聴章)

第4条 傍聴章の種別は、一般傍聴章及び記者傍聴章とする。

(一般傍聴する者の定員)

第5条 一般傍聴章の交付を受けて審議会を傍聴する者の定員は10人とする。 (傍聴章の交付等)

- 第6条 一般傍聴は、審議会開会の当日、所定の時間及び場所で、一般傍聴整備 簿に住所、氏名及び年齢を記入することにより受け付ける。所定の時間に定員 を超えない場合は、受け付けた者に一般傍聴章を交付する。所定の時間に定員 を超えた場合は、受け付けた者の中から抽選を行い一般傍聴章を交付する。
- 2 記者傍聴章は、審議会開会の当日、所定の場所で記者傍聴整理簿に報道機関名を記入することにより交付する。
- 3 一般傍聴章の交付を受けた者は一般傍聴席で、記者傍聴章の交付を受けた者は記者傍聴席で、それぞれ傍聴することができる。

(適用期日)

第7条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

(傍聴章の返環)

第8条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還 しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第9条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
  - (1) 銃器その他危険なものを持っている者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり類を持っている者
  - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認め

られるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

- 第10条 傍聴人は、審議会の傍聴にあたって、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 審議会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
  - (3) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
  - (4) 帽子,外とう,えり巻きの類を着用しないこと。ただし,病気その他の 理由により会長の許可を得たときはこの限りではない。
  - (5) 飲食をしないこと。
  - (6) みだりに席に離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第11条 傍聴人は、審議会において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者はこの限りではない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、審議会を非公開とする議決があったときは、速やかに退場 しなければならない。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は当該傍聴人を制止し、そ の命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。